

3A

局長

課長

福部

日浦

大塚

第...
十...
課

三
二
受
了
〇〇二
〇〇三
二一
〇〇〇
(〇〇五三二)
作
區

受領者



受領者

大

受領者
聯合艦隊司令部

受領者
聯合艦隊司令部

機

機
〇一
A
〇〇
番

三
月
司
命
官

海軍省「セクタ」統率部第二移機あり。

八二〇
AA(四三九七)一〇
海軍

72

31

三三

受領〇〇五三〇五

丁〇六〇〇

〇〇一〇八

作

第十個

作

大本發海軍部・聯合艦隊

二號機・三號機

機密〇二二〇三四番

二分ノ六二

第三艦隊參謀長

大連機密〇一一三三四番

一、四月飛行機隊ノ急遽編成ハ四月中旬約々ノ母艦ヨリスル海上作

戦可能機ノハ四月末辛ウシテ可能但シ左ノ人員至急四員ヲ待

テハ若干遅延アリ

四、四隊分隊長一名

四、四隊分隊長一名

一五八三・一五八七

四四A一四三九七、五〇〇〇

電

73

(4) 同 様 偵 査

同 日 攻 偵 六 禮 三

同 日 攻 偵 六 禮 三 偵 査 員 一 名 一 備 隊 和 田 河 邊 ノ 中 一 名

同 日 攻 偵 六 禮 三 偵 査 員 一 名 一 立 寄 隊 偵 査 員 一 名 一 日 夜 ノ ラ ス

同 日 攻 偵 六 禮 三 偵 査 員 一 名 一 立 寄 隊 偵 査 員 一 名 一 日 夜 ノ ラ ス

三 三 禮 三 偵 査 員 一 名 一 立 寄 隊 偵 査 員 一 名 一 日 夜 ノ ラ ス

又

三 三 禮 三 偵 査 員 一 名 一 立 寄 隊 偵 査 員 一 名 一 日 夜 ノ ラ ス

第十信課

74

入事

親展

作

三五

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

(陸軍省)

(陸軍部)

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣

75

日本軍艦の艦長は、艦隊の指揮官として、艦隊の行動を指揮し、艦隊の安全を確保し、艦隊の任務を遂行する。艦長は、艦隊の士気を鼓舞し、艦隊の協力を促進し、艦隊の戦力を向上させる。艦長は、艦隊の指揮官として、艦隊の行動を指揮し、艦隊の安全を確保し、艦隊の任務を遂行する。艦長は、艦隊の士気を鼓舞し、艦隊の協力を促進し、艦隊の戦力を向上させる。

海軍



三六 昭和十三年 三月一日 (1811)



大正十一年... 昭和十三年... 三月一日

昭和十三年

三月一日

Main body of vertical Japanese text, likely a document or report, containing several columns of characters.

三六〇三・三六七三 百二八一九五六五形一三三三

78

三三三三ノ法... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十... 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十... 三十一... 三十二... 三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十... 四十一... 四十二... 四十三... 四十四... 四十五... 四十六... 四十七... 四十八... 四十九... 五十... 五十一... 五十二... 五十三... 五十四... 五十五... 五十六... 五十七... 五十八... 五十九... 六十... 六十一... 六十二... 六十三... 六十四... 六十五... 六十六... 六十七... 六十八... 六十九... 七十... 七十一... 七十二... 七十三... 七十四... 七十五... 七十六... 七十七... 七十八... 七十九... 八十... 八十一... 八十二... 八十三... 八十四... 八十五... 八十六... 八十七... 八十八... 八十九... 九十... 九十一... 九十二... 九十三... 九十四... 九十五... 九十六... 九十七... 九十八... 九十九... 一百...

海

79

人子

第三十六
第二特略親展

三六

受信
了始

〇〇〇
—〇
三〇〇
五〇三

(〇二四八七)

作部

第十信線

作

大臣
總長

聯合艦隊口・六艦隊口・南西方面艦隊口・佐



第三十潜水隊

機密

機密第〇五一五四七番電

發 第八潜水戦隊司令官

呂號第一百潜水艦ハ二月三日ヨ出撃同二十三日歸着豫定ノ處左記情

況ヲ綜合最悪ノ場合ヲ豫想セラル含ミ置カレ度

一 出撃後音信

二 豫定行動海面ニ於テ敵側情報ナシ

三 搭載糧食ハ應急糧食ヲ含ミ三月三日ニテ盡ク。

三六七九

呂二A(四三九七五)海十通 軍

局長 課長 局員

第三師團

05100000

(05100000)



大正十二年六月二十日 第三師團司令部

陸軍省

陸軍省 陸軍部 陸軍省

陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍

21

人子

親展 緊急

THE 8811

(OILBURN)

YAMAGUCHI

大正

ROMI

ROMI

ROMI

ROMI

ROMI

海軍

117

84

人

野村胡堂

大正十一年一月三日
野村胡堂 (野村胡堂)

海軍



野村胡堂 (野村胡堂)



野村胡堂 (野村胡堂)

野村胡堂 (野村胡堂)

野村胡堂 (野村胡堂)

野村胡堂 (野村胡堂)

野村胡堂 (野村胡堂)

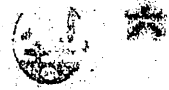
野村胡堂 (野村胡堂)

野村胡堂 (野村胡堂)

野村胡堂 (野村胡堂)

Handwritten mark or signature at the bottom center.

東京
第一機務隊



東京
第一機務隊

東京
第一機務隊

東京
第一機務隊

東京
第一機務隊

東京
第一機務隊

東京
第一機務隊

東京
第一機務隊

東京
第一機務隊

第十一課

東京第一機務隊

東京第一機務隊

東京第一機務隊

東京第一機務隊

東京第一機務隊

東京第一機務隊

東京第一機務隊

東京第一機務隊

東京第一機務隊

東京第一機務隊

東京第一機務隊

東京第一機務隊

東京第一機務隊

87

十九、適合（賠償金、遺失文書、無職期、中教母、股股、空同機動隊）
可能

(A) 技術（各機種共）A五分ノ一 B $\frac{2}{3}$ C $\frac{1}{2}$ 以上

(B) 基地務（海地、同機種、基地間）日特別報ス

云左ノ件ニ實現方交渉相成度

(1) 電波探信機操導ノ爲有教中佐ノ派遣ノ件

(2) 遺失、復原、下士官一名（取死及取利）並ニ艦攻機（機

特選）下士官一名（取死）並ニ急電機ノ件

（電機探信機）（取死）

第十信課

海軍

張

親生急
屬

人子
長澤周貞

三六

(〇三三入方)

作
百

● 海上防衛隊司令部 各隊員 注意 各隊員 注意 各隊員 注意

時號軍機

海軍部〇廿一八五三番號

海軍部軍用時號制中注人通電機

三月廿五日

海軍部軍用時號制中注人通電機

一三六五

四三八

海軍

第十信課

93



三入 圖書 1884年 (大正14年) 海・本 館

圖書部 第三圖書課 藏書

大正十四年一月一日 東京府立第一圖書館 圖書部 第三圖書課 藏書

東京府立第一圖書館 圖書部 第三圖書課 藏書

東京府立第一圖書館 圖書部 第三圖書課 藏書

東京府立第一圖書館 圖書部 第三圖書課 藏書

第... 十... 課...

95

作

親展

九八

譯受

了始信

〇〇一
六五六
二五一
〇五〇

〇〇三
三九九
三三九
四

第一機動艦隊

第十部

聯合艦隊口・東 通

機密第〇八一三五〇番電 二分ノ二

第一機動艦隊參謀

第一機動艦隊參謀長（軍令部）首席參謀（G.P.）

三P機密第〇六一七五六番電關聯

E方面ヨリ急速基地撤收出撃ヲ要スル場合ノ作業所要日數見込左ノ通り

人員機材（着艦收容セズ）全部母艦ニ收容スル場合飛行機運搬船ノ不足及橋樑二型不備ノ爲飛行機派遣ヲ得度 作業ハ徹宵實施スルモ四日ヲ要ス母艦ノEヨリE日ノ同航日數ヲ加フル時ハ最少限五日ヲ要ス

五三九一五三九六

呂四A（一八九〇〇）十通

海

軍（一）

三 飛行機ヲ空輸人員物件ヲ艦船便ニテ輸送スル場合積込所要日數二
 日 艦船ノEWSRISノ同航日數ヲ加フル時ハ最少限二日半ヲ
 要ス右ノ場合空輸機ニ同行スベキ基地員一五〇他部隊ヨリ輸送機
 七(七〇名分)ノ協力を要ス。

第十課

海

軍

91

作

緊急
親展

三六

(三月一日)

作



第十信標

暗號軍機

機密第〇八一三四九番

海軍省軍務局中在ノ議決定セラルル
三月七日
大蔵省第一局長殿ニ輸入ス

一四五三

四三八

海軍

98

0110



親
張
雲

機
軍
號

三月八日... 十八日... 二十日... 二十一日... 二十二日... 二十三日... 二十四日... 二十五日... 二十六日... 二十七日... 二十八日... 二十九日... 三十日... 三十一日... 三月三十一日... 四月一日... 四月二日... 四月三日... 四月四日... 四月五日... 四月六日... 四月七日... 四月八日... 四月九日... 四月十日... 四月十一日... 四月十二日... 四月十三日... 四月十四日... 四月十五日... 四月十六日... 四月十七日... 四月十八日... 四月十九日... 四月二十日... 四月二十一日... 四月二十二日... 四月二十三日... 四月二十四日... 四月二十五日... 四月二十六日... 四月二十七日... 四月二十八日... 四月二十九日... 四月三十日... 四月三十一日... 五月一日... 五月二日... 五月三日... 五月四日... 五月五日... 五月六日... 五月七日... 五月八日... 五月九日... 五月十日... 五月十一日... 五月十二日... 五月十三日... 五月十四日... 五月十五日... 五月十六日... 五月十七日... 五月十八日... 五月十九日... 五月二十日... 五月二十一日... 五月二十二日... 五月二十三日... 五月二十四日... 五月二十五日... 五月二十六日... 五月二十七日... 五月二十八日... 五月二十九日... 五月三十日... 五月三十一日... 六月一日... 六月二日... 六月三日... 六月四日... 六月五日... 六月六日... 六月七日... 六月八日... 六月九日... 六月十日... 六月十一日... 六月十二日... 六月十三日... 六月十四日... 六月十五日... 六月十六日... 六月十七日... 六月十八日... 六月十九日... 六月二十日... 六月二十一日... 六月二十二日... 六月二十三日... 六月二十四日... 六月二十五日... 六月二十六日... 六月二十七日... 六月二十八日... 六月二十九日... 六月三十日... 六月三十一日... 七月一日... 七月二日... 七月三日... 七月四日... 七月五日... 七月六日... 七月七日... 七月八日... 七月九日... 七月十日... 七月十一日... 七月十二日... 七月十三日... 七月十四日... 七月十五日... 七月十六日... 七月十七日... 七月十八日... 七月十九日... 七月二十日... 七月二十一日... 七月二十二日... 七月二十三日... 七月二十四日... 七月二十五日... 七月二十六日... 七月二十七日... 七月二十八日... 七月二十九日... 七月三十日... 七月三十一日... 八月一日... 八月二日... 八月三日... 八月四日... 八月五日... 八月六日... 八月七日... 八月八日... 八月九日... 八月十日... 八月十一日... 八月十二日... 八月十三日... 八月十四日... 八月十五日... 八月十六日... 八月十七日... 八月十八日... 八月十九日... 八月二十日... 八月二十一日... 八月二十二日... 八月二十三日... 八月二十四日... 八月二十五日... 八月二十六日... 八月二十七日... 八月二十八日... 八月二十九日... 八月三十日... 八月三十一日... 九月一日... 九月二日... 九月三日... 九月四日... 九月五日... 九月六日... 九月七日... 九月八日... 九月九日... 九月十日... 九月十一日... 九月十二日... 九月十三日... 九月十四日... 九月十五日... 九月十六日... 九月十七日... 九月十八日... 九月十九日... 九月二十日... 九月二十一日... 九月二十二日... 九月二十三日... 九月二十四日... 九月二十五日... 九月二十六日... 九月二十七日... 九月二十八日... 九月二十九日... 九月三十日... 九月三十一日... 十月一日... 十月二日... 十月三日... 十月四日... 十月五日... 十月六日... 十月七日... 十月八日... 十月九日... 十月十日... 十月十一日... 十月十二日... 十月十三日... 十月十四日... 十月十五日... 十月十六日... 十月十七日... 十月十八日... 十月十九日... 十月二十日... 十月二十一日... 十月二十二日... 十月二十三日... 十月二十四日... 十月二十五日... 十月二十六日... 十月二十七日... 十月二十八日... 十月二十九日... 十月三十日... 十月三十一日... 十一月一日... 十一月二日... 十一月三日... 十一月四日... 十一月五日... 十一月六日... 十一月七日... 十一月八日... 十一月九日... 十一月十日... 十一月十一日... 十一月十二日... 十一月十三日... 十一月十四日... 十一月十五日... 十一月十六日... 十一月十七日... 十一月十八日... 十一月十九日... 十一月二十日... 十一月二十一日... 十一月二十二日... 十一月二十三日... 十一月二十四日... 十一月二十五日... 十一月二十六日... 十一月二十七日... 十一月二十八日... 十一月二十九日... 十一月三十日... 十一月三十一日... 十二月一日... 十二月二日... 十二月三日... 十二月四日... 十二月五日... 十二月六日... 十二月七日... 十二月八日... 十二月九日... 十二月十日... 十二月十一日... 十二月十二日... 十二月十三日... 十二月十四日... 十二月十五日... 十二月十六日... 十二月十七日... 十二月十八日... 十二月十九日... 十二月二十日... 十二月二十一日... 十二月二十二日... 十二月二十三日... 十二月二十四日... 十二月二十五日... 十二月二十六日... 十二月二十七日... 十二月二十八日... 十二月二十九日... 十二月三十日... 十二月三十一日...

機
軍
號

機
軍
號

機
軍
號

機
軍
號

海
軍

101



陸軍機

親展 至急

陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

(ONKOKO)

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部 海軍

102

作

昭和三年五月

昭和三年

第三回

第三回

三九

丁

二〇〇

二〇〇

二〇〇

二〇〇

二〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

作

昭和三年五月

聯合

一、タウイカウイ

二、タウイカウイ

三、タウイカウイ

四、タウイカウイ

五、タウイカウイ

六〇八三・六一一九

長田A(一五七一〇)

海田・鈴木一太

五

103

第十部

経路

第一 東京 第二 大津 第三 京都 第四 大阪 第五 神戸 第六 横濱 第七 東京



東京 〇九三〇〇

三月十日

東京 〇九三〇〇
 三月十日
 東京 〇九三〇〇

一六八四一六八五一六八六 且三A

海軍

107

以香... 爲... 上... 會... 入...
 日一八... 上... 入...
 日... 上... 入...
 日... 上... 入...

...

海

...

...

109



三一五 受領 始價 〇〇五五 了 〇二五〇 (〇六六三六) 作・就 本

親展

●聯合艦隊司令部

●共

符

●軍令部第一師・第一機動艦隊司令部・南西方面艦隊司令部

機密第一四二一〇七番

第一南遣艦隊司令部

●機密第一一二〇〇三番

北部日方面飛行場ノ現況ハ詳細第一機動艦隊司令部ニ連絡済ニ補給力(燃料及補給施設)收容力(器材人員)給養宿給力何レモシテ飛行機隊ノ中継基地トシテ能力不充分ニシテ事前ニ燃料其ノ他準備ノ要アリト観ム。

九五〇一 〇〇四三七二、五〇〇十通

海軍

第十信課

110

三
一六
受
始
〇〇五九
〇二三〇
丁
〇三二〇
〇七〇七九
作
極

● 南西方面、一前線、二前線各艦隊、二十八號、三聯艦、二二號
● 大海參一部、聯合艦隊、二、三各艦隊、七號

機密第一五一九三〇番電

第十六戰隊司令官

「サ」第一機作戦部隊奇襲隊戦國機報

奇襲隊三月二日、日没十五日、日歸着

一、戰果 九日南緯二〇度三四分東經一一八度〇分ニ於テ英國艦隊一

隻（船名 B B H A B 六一〇〇）ヲ撃沈

二、被害 ナシ

三、所見 三月九日、敵沈没ノ遺物ノ發見、三月十二日、筑摩飛行機不時着時

一〇一三五 日三A（五九〇五）廿二番 海軍

電
第十
線

1210

ノ味方艦隊編制及三月十四日D.A.D.ノ北方三〇〇海里ニ於テ敵味方不明ノ飛行機一機ヲ發見等ノ事實アリシモ各種ノ狀況ヨリ判断スルニ本行動ハ未ダ敵ニ覺ラレ非ザル公算大ナリト認ム。

電信
第十號

海軍

112

人事

親展 緊急



三一六

受 了 〇〇〇
三三二
五四〇
〇〇〇

(〇七〇七八)

作

八空襲部隊、南西方南港水部隊、西方部隊、利根・筑摩
警戒部隊、東印部隊、三輪

大海第一部隊、聯合部隊、三號部隊、七號部隊、一〇號
八五一號、七三二號、二二二號

機密第一五二二三二番電

號

日軍合作第二七二號

「廿」第一號作戰部隊ノ編制ヲ解ク。

一〇一六三 四二A (五七〇五五) 廿一編 海軍

第十信

人事



三一七

受領
了始

二一〇八
三三〇〇〇

(〇七九二九)

作・水
路

第十信線

局長

日進基地

課長

局長

三十二根

● 大海参一部・水路部・聯合艦隊口・南西方面艦隊口・二南進艦隊口

機密第一七一三一四番

「マラタラ」灣設置防潜網實情調査完了灣内各部一應調査ノ結果

機密浮標網等ヲ認メ

示設置地點「ホルトシリ」ノ四二度二〇八〇米(ヨリ)二七〇

度方向二五〇〇米ノ間・幅二〇〇〇米ヲ特製深網具ニ依リ深底各

一五米三〇・五〇米ニテ深底錘拘捉セメ

一一一九二

四二A(一五七)〇

114

三 昨年九月「ボルトンリーフ」ノ附近ニ於テ灣内ニ向ケ漂流中ノ分
 離セル網ヲ認メタリト稱スル現地人アリ
 四 諸狀況ヲ綜合スルニ網機等ハ腐蝕分離海底ニ沈下セルモノノ如
 シ
 五 基點附近ヲ除キ泊地使用ニ對シ差支ナシト認ム
 但シ灣内全般測量未済ナリ。

電信課
第十課

海

軍

115

陸軍部ハ「マリマナ」方面（六一位）（四部）ニ一ノ半ノヲ設置北東
 面（六二位）（華島方面）（六三位）（ト）決定シテ全力投動可能ナリ
 西面ナル邊境帯ヲ速ニ完成スルノ要アル處一ノ航空隊隊基地兵力ノ建
 出ニ二箇月ヲ要スル實約ニ對シテ取敢メ第六三航空隊隊系統空隊約一〇
 機（首分飛行隊ノ編入ナシ）ヲ編成設宜菲島各基地ニ進出配備シ且今
 六二航空隊飛行隊ノ練成概成セバ菲島ニ移動セシムルト共ニ六二航
 空隊隊飛行隊兵力ヲ前西面編成地ニ進出セシムル如ク計畫致意道テ六
 三航空隊飛行隊ノ練成ハ編成當初ヨリ菲島ニ於テ實施シ得ル如ク措
 置セラルベシ。

第十信

海軍部

327

局長

課長

局員



昭和十一年



三月二日

陸軍省 陸軍部 第三課

陸軍省 陸軍部 第三課

陸軍省 陸軍部 第三課

陸軍省 陸軍部 第三課

第四

陸軍省 陸軍部 第三課 第三十一課長

陸軍省 陸軍部 第三課 第三十一課長

陸軍省 陸軍部 第三課

陸軍省 陸軍部 第三課 第三十一課長

陸軍省 陸軍部 第三課

陸軍省 陸軍部 第三課

陸軍省 陸軍部 第三課

陸軍省 陸軍部 第三課

陸軍省

陸軍省 陸軍部 第三課

陸軍省 陸軍部 第三課

軍

(一) 防衛施設

第三六次防務計画ヲ以テ「ムロネ」ヨリ約二箇月ノ豫定ヲ以テ實施ス
海峽南北ニ緩急環防備所ヲ三箇空砲臺海峽本線等計畫中ナルモ
整備期日不同同地ヨリ兵備等ノ急緩ヲ別ルヲ要ス

(二) 治安討伐並ニ防務

陸軍ハ現在主キシテミンダナオ及同島北方諸島撤定中ニシテ
三島及^カニハ各二箇大隊ノ陸軍常駐スルモ兵力不足ノ爲討伐
隊ナクモ現在同島ニ各三〇〇〇ノ兵隊アリ大兵力ヲ以テスル討伐
ハ「メア」ノ一以後トナル見込 同島五十數箇所ニ討伐隊所小隊
逐箇所ヲ有スルモノ如キモ之ガ所在ノ正確ナル邊見困難ナルノ
事ナクモ南島共人口比較的大ニシテ民衆中ニ相當ノ諜者アルハキ
チ以テ大兵力ヲ以テ討伐スルモ完全ナル邊見保持ハ困難ト懸念

(三) 防空施設

第五
陸軍

海 軍 2

陸軍ハ「ギマラス」係航路ニ設置並ニ航空機隊ヲ編成中「ムア」上中ニ
 五箇所完成ノ機隊定例三箇所ニ機隊駐屯 設中區隊出陣時
 陸軍用者申入陸軍了解
 具體案ニ關シテハ「〇」係出陣時決定ノポイントナシ

三目下

(A) 消磁測量 第三次共同丸「ミワヒ」等下測量機調整中

(B) 防備施設決定 陸軍中兵器「ミアハ」中ニ到着セバ機本「メア」
 ノ「束定」ノ見込 但シ航空兵器充實決定ナシ防材ハ母其進出機
 告後一箇月ニテ設備シ得ル如ク準備中

(C) 防備施設方資地中經過機本且好防隊ハギラマス海峽ニ此ノ容易
 ナリ

(D) 陸軍基地「サンガ」ニ備走路一機隊中七月末概成ノ決定
 本口及田口^{トキイロ}基地使用可能水上積載機分送機並機中但シ若干ノ機

第十信

海

軍

120

渡ナキハ約五〇海程度使用可能ノ極區アリ

与スル海陸陸海地トシテハ(ギマラス)ニ及マモノナク小部陸海地
トシテ(ヨロシ)海ハ(ガマラン)並方(シラ)ニ伐ルモノトシテ(ツツ
海(赤日)及ツマンキマス海(ミンダオ本島群)ノ外ハ通過ナシ

第拾陸課

海軍

121

4K7

人事

局長

課長

局員

調停

寺

昭川

研

研

研

三二四

受了

二一八七
四二四〇五五

(一〇〇三〇)



二十六根

大機密一部・南西方面機隊尸・二十五根

機密第二回一四一五番電

第四回機隊機長

近ク機隊ニ進出豫定南西方面機隊機密第一一〇一一番電ニ依ル特配兵器人員等左ノ通處理サレ度

一、二十五機隊機二機一〇基及指揮官以下約二百十名ハ第二十六特別機隊機隊増強隊トシテ機隊機分ノ間「カウ」飛行機防空隊ニ準ジ使用
寺機用十三機機機十四及人員十四中各半數「カウ」及「アンボ」ニ

一五二八七

呂二A(一九五六五)廿一

122

控置各船船防空隊ニ準ジ使用

三 大發十四及人員五十六名ハ「サガ」地區禁絨用ニ使用

四 輕便電信機七組ハ「カウ」ニ控置輕便二組短移動二組及電信員十九名(全員)ハ「アンボン」ニ送ラレ度。

第七
十一
課

海

軍

甲

123

kd7

人

三子 野村 宗 一郎 (JOHNO YOSHIMIZU)

宗 野村 宗 一郎

● 聯合 義 勇 隊

● 大 隊 長 一 郎 ・ 第三 隊 隊 長 也

昭和 三 八 一 八 五 十 年 二 月 二 日

第一 號 海 軍 陸 隊 隊 長

一 號 海 軍 陸 隊 隊 長 三 五 三 〇 五 〇 號 隊 員

其 人 參 照 行 動 規 則 隊 員 規 則 及 海 軍 陸 隊 隊 員 規 則

大 隊 長 野 村 宗 一郎 隊 員 規 則 一 號 海 軍 陸 隊 隊 員 規 則

加 以 註 明 之 事 務 及 其 他 事 務 均 以 本 規 則 為 準

出 時 請 註 明 隊 員 姓 名 及 其 他 事 務 均 以 本 規 則 為 準

一 七 八 三 〇 一 七 八 六 一 A A 一 四 七 四 五 五 一 十 號

海 軍

第 十 信 課

125

三 四月中旬又ハ東進出スル場合ト雖モ戦線ニ進ビテハ更ニ飛行機隊及
 艦隊ノ訓練飛行ヲ有利ト認ムルヲ以テ第一機隊艦隊ハ等ロ「ギマラ
 ス」海峽的基ニ進出ノ上「セブ」「タラバパン」飛行場ヲ主用
 陸軍「サラピラ」又ハ「ハブリカ」飛行場ヲ副用ノ事ト致度ニ付「
 タラバパン」飛行場工事促進並ニ陸軍飛行機費用ニ關シ然ルベク取
 計ハレ度
 南回方面ノ兵隊補給ニ關シテモ無難方針ニ關連ヲ得度。

第 十 信 課

海

軍 2

126

2/F

入事

海軍省 第三〇一三三〇番
第三〇一三三〇番
第三〇一三三〇番
第三〇一三三〇番



海軍

第三〇一三三〇番

第三〇一三三〇番

第三〇一三三〇番

第三〇一三三〇番

第三〇一三三〇番

第三〇一三三〇番

第三〇一三三〇番

一九一七八

第三〇一三三〇番

海軍

第十課

128